

税額の算出方法及び申告に必要な書類

- 遊休地などに整備された大規模な太陽光発電設備に加え、**一般家庭等の家屋の屋根やカーポートに設置され、売電契約を締結した太陽光発電設備**は、地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日（賦課期日）における状況を申告する義務があります。
- ただし、太陽光発電設備の**課税標準額の合計額が、150万円以上のものが課税対象となり、150万円未満（免税点）は課税されません。**

課税標準額の算出方法（R2.4月に200万円を設置した場合）

- ・ 1年目 2,000,000円(取得価格) × 0.936(償却率) > 1,500,000円 ⇒ **課税対象**
- ・ 2年目 1,872,000円(課税標準額) × 0.873(") > 1,500,000円 ⇒ **課税対象**
- ・ 3年目 1,634,256円(課税標準額) × 0.873(") < 1,500,000円 ⇒ **課税対象外**

※取得価格を基礎とし、課税標準額を算出します。

税額の算出方法（R2.4月に200万円を設置した1年目の場合）

課税標準額(千円未満切捨) 1,872,000円 × 税率 1.4% = **26,200円**（100円未満切捨）

申告に必要な書類

償却資産申告書（償却資産資産課税台帳）、種類別明細書（増加資産・全資産用）、認定通知書（10kw以上の場合、経済産業省等が発行）

※償却資産申告書及び種類別明細書の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/tax/kotei/shokyaku/shoukyaku_shorui.html